

# 広告

石狩市空き家利活用促進制度は、市内の空き家を購入して利活用してもらうことで、地域コミュニティや地域経済の活性化を図ることを目指しています。7/1(金)から申込順に受け付けます。ぜひご利用ください!



建設指導課  
水戸 麻衣

## 空き家の適正管理をお願いします

特に適切な維持管理が行われず放置されているような空き家は、倒壊の危険や衛生面など周囲にさまざまな悪影響を及ぼす可能性があります。市内においても屋根の一部が飛んだり、屋根に積もった雪が歩道をふさぐ事故も発生しています。

空き家が原因で近隣や通行人に損害を与えた場合、所有者がその責任を問われることもありますので、空き家の所有者の方は適切な維持管理をお願いします。



2段階支援! → 制度の概要

◎「定住」または「創業」のため  
(市内の空き家を購入する場合)

→ 1件につき **25万円**を助成

◎上記の例において、さらに  
(地元事業者などによる改修・改築などを実施する場合)

→ 1件につき **さらには 25万円**を助成

受付期間 7/1(金)～ ※予算額に達し次第、終了

その他 売買契約締結後の申請は助成の対象外となるほか、助成対象となる空き家については一定の条件を満たすことが必要となりますので、詳細はお問い合わせください。ただし、第1次募集と第2次募集の間の空白期間である5/10から6/30までに売買契約を締結した場合においても、例外として助成対象とします

申込・問合せ 建設指導課 ☎72・3162

# 第2次募集を開始します!

## 住宅リフォーム等補助制度

工事着手前に申請が必要など、それぞれ要件がありますので、詳しくは各担当課へお問い合わせください。  
申込順に受け付け、予算額に達し次第、終了となります。

### ①木造住宅耐震診断等補助事業

昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建て住宅を所有し、自ら居住している方が耐震診断を行う場合に費用の一部を補助。

○補助額は支払金額の2/3以内、

かつ3万円を限度

問合せ 建設指導課 ☎72・3141

### ②木造住宅耐震改修等補助事業

昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建ての自宅の耐震診断を行った結果、一定の基準に満たない場合、耐震改修や建て替えを行う際に費用の一部を補助。

○補助額は対象経費の10%以内、

かつ30万円を限度

問合せ 建設指導課 ☎72・3141

### ③高齢者等住宅改修費補助事業

自宅の浴室やトイレの改修、手すりの設置、床の段差解消など、バリアフリー改修工事をする場合に費用の一部を補助。

○補助額は対象経費の10%以内、

かつ20万円を限度

問合せ 福祉総務課 ☎72・3152

## すまい給付金(国の補助制度)

消費税引き上げ後の税率が適用される住宅を取得(新築・中古問わない)する際に各要件を満たした方へ、年収に応じ現金を給付。

○申請期限について、入居から「1年以内」だったものが、当面「1年3ヶ月」に延長されています。

○補助額は最大30万円(消費税8%の場合)

問合せ すまい給付金事務局 ☎0570・064・186 PHSや一部のIP電話からは ☎045・330・1904 ※9時～17時、土日祝日含む